水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事事業の廃止の届出がありましたので、常滑市水道事業指定給水装置工事事業者規則（平成10年常滑市規則第18号）第10条第2号の規定により公示します。

令和8年11月6日

常滑市水道事業
常滑市長　伊　藤　辰　矢

記

所　在　地	大府市横根町箕手146番地の14
商　　号	株式会社光栄設備
代　表　者	菅原　朗
廃止年月日	令和8年9月30日